

# 「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則(案)」等に対する意見公募要領

令和4年6月〇日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター  
デジタル庁  
総務省  
経済産業省

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

ISMAPの制度所管省庁(内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター・デジタル庁・総務省・経済産業省)は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組み」(令和2年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(英語名: Information system Security Management and Assessment Program、以下「ISMAP」)を運用しております。

ISMAPが対象としている機密性2情報を扱う情報システムはIaaS、PaaS、SaaSと多岐にわたるところ、中でもSaaSはサービス幅が広く、用途や機能が極めて限定的なサービスや、機密性2情報の中でも比較的重要度が低い情報のみを取り扱うサービス等リスクが低いサービスもあり、それらのサービスについて現行のISMAPと一律の取扱いとした場合、過剰なセキュリティ要求となる場合も考えられます。

このため、ISMAPの枠組みをベースとして、機密性2情報を扱うSaaSのうち、セキュリティ上のリスクの小さな業務・情報の処理に用いるものに対する仕組みとしてISMAP-LIU(イスマップ・エルアイユー(英語名: ISMAP for Low-Impact Use))を策定することとしました。

今般、ISMAP-LIUにおいて用いる規程として作成した「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則(案)」及び既存の規程の変更箇所について、幅広い御意見をいただくべく、令和4年6月15日(水)から同年7月5日(火)までの間、意見を募集することとします。

## 2. 意見公募の対象

- ・「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則(案)」のうち、従来の「ISMAPクラウドサービス登録規則」から新しく追加された箇所(第3章～第6章、第7章、第13章、様式1-2のうち対象SaaSのセキュリティに係わる情報、別紙2)
- ・「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)基本規程」のうち改定箇所(第1章、第2章、第3章、第5章、第6章)
- ・「ISMAPクラウドサービス登録規則」のうち改定箇所(第1章)
- ・「ISMAP管理基準」のうち改定箇所(第1章、第2章)
- ・「ISMAP標準監査手続」のうち改定箇所(第3章、別紙3)
- ・「ISMAP情報セキュリティ監査ガイドライン」のうち改定箇所(第1章、第4章)

## <参考資料>

意見募集の対象ではありませんが、上記意見募集対象の参考として下さい。

- ・ ISMAP-LIU について (案)
- ・ ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 (案) のうち内部監査に係る報告書様式及び政府機関等における影響度評価基準 (様式 2-3 及び様式 2-3 別紙、別紙 1)
- ・ ISMAP for Low-Impact Use における業務・情報の影響度評価ガイダンス (案)

## 3. 資料入手方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄における掲載

## 4. 意見募集期間 (意見募集開始日及び終了日)

令和 4 年 6 月 15 日 (水) ~ 令和 4 年 7 月 5 日 (火) ※  
※日本時間 7 月 5 日 (火) 23 : 59 必着

## 5. 意見提出先・提出方法

電子政府の総合窓口 (e-Gov) における当該の「意見提出フォーム」に御意見等を日本語で入力し、提出してください。

なお、電子政府の総合窓口 (e-Gov) のご利用が難しい場合は、別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、電子メールに意見提出用紙を添付してお送りください。

電子メールの場合

- ・ 電子メールの件名を「「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則 (案)」等に対する意見」としてください。
- ・ 意見提出用紙に御氏名、連絡先及び本件へのご意見を日本語にてご記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送りください。
- ・ メールアドレス : [nisc-ismap2022\\_atmark\\_cyber.go.jp](mailto:nisc-ismap2022_atmark_cyber.go.jp)
  - ※ 迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。
  - ※ 電子メールアドレスの受け取り可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。
  - ※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。
  - ※ 郵送による意見書の提出をご希望される場合は、担当までお問い合わせください。

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

#### 7. 連絡先窓口

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター  
担当：坂本、丸山、花澤、荻野  
電話：03-5253-2111（内線 86008～10、86030）

デジタル庁  
担当：迫田、三宅、三木  
電話：03-6771-7528、03-6771-8273（直通）

総務省 サイバーセキュリティ統括官室  
担当：廣瀬、恵本、三塩  
電話：03-5253-5749（直通）

経済産業省 商務情報政策局情報経済課  
担当：菅野、東海林  
電話：03-3501-0397（直通）

電子メールアドレス：[nisc-ismap2022\\_atmark\\_cyber.go.jp](mailto:nisc-ismap2022_atmark_cyber.go.jp)

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター  
デジタル庁  
総務省サイバーセキュリティ統括官室  
経済産業省商務情報政策局情報経済課 パブリックコメント担当 宛

「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則(案)」等  
に対する意見

[氏名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
[御意見]	
・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）	
・ 意見内容	
・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）	